川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等ひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

制度を利用できる方

川崎市にお住まいの 20 才未満の子どもを養育するひとり親家庭の親又はその家庭の 20 才未満の子どもで、次の要件をすべて満たす方

① 所得が児童扶養手当支給水準の方　② 大学入学資格を取得していない方

③ 適職に就くために必要と認められる方　④ 原則として、過去に受給していない方

給付金の内容

通信制

■**受講開始時給付金：**対象講座の受講料等の４割相当額（上限 10 万円、下限４千円）を、講座開始時に支給

■**受講修了時給付金：**対象講座の受講料等の５割相当額から受講開始時給付金を差し引いた金額（受講開始時給付金と合わせて上限 125,000 円、下限４千円）を、受講修了時に支給

■**合格時給付金**：対象講座の受講料等の１割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が 15 万円を超える場合は合わせて１５万円が上限）を、受講終了日から起算して２年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給

通学又は通信制併用

■**受講開始時給付金：**対象講座の受講料等の４割相当額（上限２０万円、下限４千円）を、講座開始時に支給

■**受講修了時給付金：**対象講座の受講料等の５割相当額から受講開始時給付金を差し引いた金額（受講開始時給付金と合わせて上限２５万円、下限４千円）を、受講修了時に支給

■**合格時給付金**：対象講座の受講料等の１割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が 30 万円を超える場合は合わせて 30 万円が上限）を、受講終了日から起算して２年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給

対 象 講 座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、川崎市長が適当と認めたものが対象です。

講 座 指 定 申 請 ・ 支 給 申 請 に つ い て

1　講座指定申請

講座申込みの２週間前までに、**母子・父子福祉センターサン・ライヴでプログラム策定員と面接の上、講座指定申請**手続きをします。

【必要書類】

①児童扶養手当証書（受給していない方は市県民税の課税・非課税証明書）②ひとり親家庭の親と子の戸籍謄本（全部記載）　③世帯全員の住民票（全部記載）④受講講座のパンフレット等　⑤養育費に関する申告書

2　支給申請　**児童家庭支援・虐待対策室　家庭支援担当あてに必要書類を郵送**し、支給申請を行います。

■**受講開始時給付金：講座開始後３０日以内に**次の書類を郵送し申請します。

①支給申請書　②講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）※領収書原本は後日返却します。

■**受講修了時給付金：講座修了後３０日以内に、**次の書類を郵送し申請します。

①支給申請書　②講座修了証の写し　③講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）※領収書原本は後日返却します。

■**合格時給付金：合格証書に記載されている日付から４０日以内に、**次の書類を郵送し申請します。

①支給申請書　②文部科学省が発行する合格証書の写し

～受講開始時給付金等受給までの流れ～

母子・父子福祉センター
サン・ライヴ

申請したい方

児童家庭支援・虐待対策室
家庭支援担当

事前相談（講座申込みの約２週間前まで）

※プログラム策定員が自立支援計画書を作成します。

講座指定申請準備　※表面参照

（書類準備完了後、母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由で申請）

審査

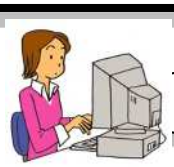

講座指定⇒受講開始

① 受講開始時給付金：支給申請（開始日から３０日以内）

審査⇒支給決定⇒支給

② 受講修了時給付金：支給申請（修了日から３０日以内）

審査⇒支給決定⇒支給

受講修了日から２年以内に全科目合格

③合格時給付金：支給申請（合格証書の日付から４０日以内）

審査⇒支給決定⇒支給

【ご注意ください】それぞれの給付金申請期間内に申請がない場合は、支給されません。

申請や事前の御相談については母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒２１１－００６７　川崎市中原区今井上町１番３４号　和田ビル２階

電話　：044-733-1166

制度所管はこども未来局　児童家庭支援・虐待対策室　家庭支援担当

〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地　　*電話：044-200-2672*